

## 質問回答

2016年1月25日

「(案件名)インド国電力セクター情報収集・確認調査

(公示日:2016年1月13日/公示番号:151129)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P1「補強」に関して (コンサルタント等契約ガイドラインにおける見積書作成ガイドライン(2014年4月)、P14(2)-1旅費)	見積書作成ガイドライン(2014年4月)では、P13(2)-1「旅費」での宿泊数は本調査国のインドでは日数 2とされています。弊社では現地在住者を1名登用しますが、業務上、当該者は在住地(DELHI)ではない各地(6州以上)訪問調査します。その場合は、居住地外の日当宿泊費を「旅費」に計上できることとされています。ただ、その場合でも、ガイドラインの通り日数 2とする必要がありますでしょうか？実際の宿泊数は内国移動であり日数 1です。	業務対象国居住者で「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合で夜行便の利用が想定されないときは、宿泊数は-1として計算して下さい。
2	P2.「注5)補強として参加している社との再委託契約は認めません」に関して	業務指示書では、「補強として参加している社との再委託は不可」とあります。弊社では、揚水調査で再委託を、石炭火力調査で補強を考えております。両業務は弊社の中では分離独立して実施するものですが、再委託入札の結果、補強と同一社となる可能性として想定されます。その場合、業務として分離しているため、兼務を認定していただくことは可能でしょうか？	申し訳ありませんが認められません。

以上